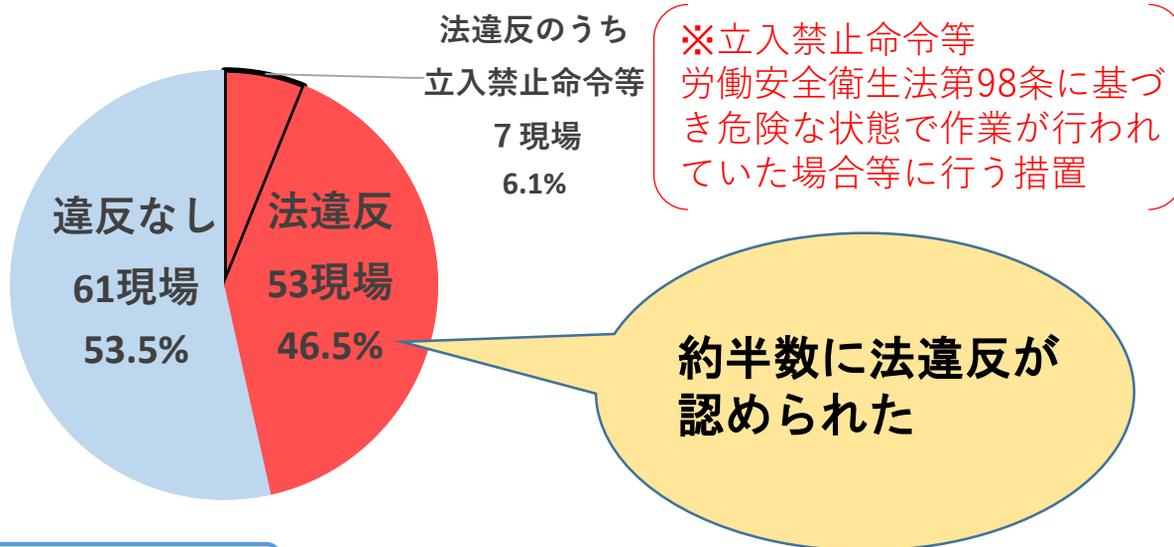


建設工事現場集中監督指導結果

1 建設工事現場の法違反割合

9～10月に福井県内の建設工事現場114現場（建築工事84現場、土木工事28現場、その他の建設工事2現場）について指導を実施した。
そのうち法違反が認められた現場は53現場であった。



2 法違反の内容

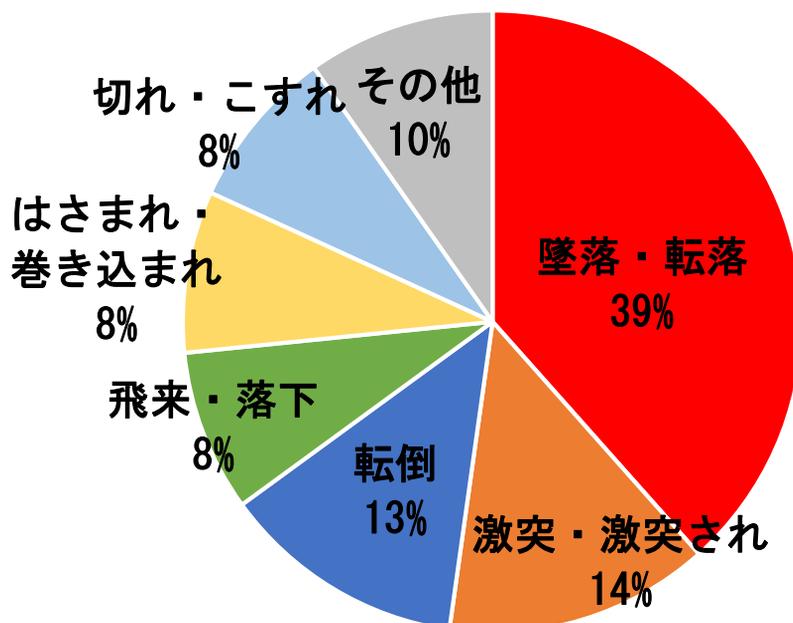
- 労働安全衛生規則第655条違反 16現場
元請の足場についての措置の未実施による違反
- 労働安全衛生規則第563条違反 16現場
足場の手すりや幅木等の未設置等による違反
- 労働安全衛生規則第567条違反 5現場
作業開始前の足場の点検の未実施等による違反
- 労働安全衛生規則第519条違反 4現場
作業床の端の墜落防止のための手すりの未設置等による違反
- 労働安全衛生規則第561条の2違反（※令和6年4月1日施行） 4現場
幅が1メートル以上の箇所での本足場の不使用による違反
- 労働安全衛生規則第562条違反 4現場
足場の最大積載荷重の未決定等による違反
- クレーン則第66条の2違反 4現場
移動式クレーンを用いた作業の方法の未決定等による違反

主に足場や墜落防止に関する法違反が多く認められた。

上記以外に、計画届、作業主任者、車両系建設機械、移動式クレーン、通路、協議組織、化学物質、粉じん、石綿等に関する法違反も認められた。

3 令和6年の建設業における労働災害発生状況（1月～10月）

事故の型別労働災害発生状況（割合）



※ 上記発生状況は、休業4日以上労働災害を集計したもので、建設業では10月末現在（速報値）で94件発生しており、墜落災害が最も多く39%を占めている。

死亡災害は、解体工事現場における一酸化炭素中毒による1件、コンクリートバケット補修作業中の挟まれによる1件が発生している。

今回の集中監督指導において、墜落防止に関する違反が多く認められたが、墜落災害は死亡災害に至る可能性が高いものであるため、引き続き墜落防止対策の徹底が最重要である。

4 好事例の取組について

良い取組がされている現場もあったことから、好事例として紹介します。

- 各種熱中症対策（WBGT値の測定、冷房設備付き休憩室の配置、塩飴や水分の配備、空調服の着用、余裕を持った工期の設定等）が行われていた。
- 車両系建設機械の転倒を防止するため、作業道路を整備して十分な幅員の確保を行っていた。
- 監視カメラやセンサーの設置により、現場に生じた危険な状況を迅速に把握できるようにしていた。
- ヒヤリハット事例の収集及び分析に、QRコードやAIを使用していた。
- 過重労働防止のため、週休二日制の採用や、工期が遅れたときの増員を行っていた。

